

## 資料 4 射水市産後家事サポート事業を始めます

出産後、2か月間は母体への負担が大きく、心身ともに不安定になりやすい時期であるといわれています。このことから、本市では、県の新規モデル事業を利用し、母体の負担軽減と産後うつ予防を図るとともに家族の子どもへの愛着形成に資するため、ヘルパーを派遣し家事・育児支援を行う産後家事サポート事業を行います。

### 1 対象

出産後2か月以内の子どもがいる家庭

### 2 援助内容

家族どなたかの在宅時に、ヘルパー（家事代行サービス事業者）による家事・育児を中心とした援助を行います。

#### 【家事援助】

- ・食事の準備、掃除、衣類の洗濯、買物等日常的な家事の援助

#### 【育児援助】

- ・授乳、おむつ替え、沐浴介助、適切な育児環境の整備など、産後育児のお手伝いを中心とした援助

### 3 事業内容

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 利用回数  | 上限5回（出産後2か月以内）                                   |
| (2) 派遣時間  | 2時間以内/回  |
| (3) 曜日・時間 | 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時<br>(但し、祝日及び年末12/29～翌年1/3を除く) |
| (4) 利用者負担 | 1500円/回<br>(非課税世帯、生活保護世帯は無料)                     |

### 4 事業開始時期

令和2年10月

### 5 今後の予定

県でサービス事業者を決定し、9月上旬に市とサービス事業者で委託契約を締結予定です。詳細が決まり次第、広報やホームページにて周知します。